

# 介護老人保健施設ベレール向島わかくさクラブ運営規程

(認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所)

## (目的)

第1条 この規程は、医療法人伯鳳会が設置する介護老人保健施設ベレール向島わかくさクラブ（以下「事業所」という）が行なう、認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために入員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び介護職員、看護職員、機能訓練指導員等（以下「従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の従事者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行なう。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 介護老人保健施設ベレール向島わかくさクラブ
- 二 所在地 東京都 墨田区 東向島 2-36-11

## (従事者の職種及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 … 1名（同一敷地内の介護老人保健施設の介護職員および管理者を兼務）  
管理者は、センターの従事者及び業務の管理を行なう。
- 二 従事者 生活相談員 … 2名（常勤1名、管理者と兼務1名）  
介護職員 … 3名（常勤1名、同一敷地内の介護老人保健施設の介護職員と兼務2名）  
看護職員 … 1名（非常勤1名）  
機能訓練指導員 … 2名（同一敷地内の介護老人保健施設の理学・作業療法士又は看護師と兼務2名）

従事者は、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護等」という）の業務にあたる。

生活相談員は、認知症対応型通所介護等の利用申込みに係る調整、他の従事者に対する相談助言及び技術指導を行なうとともに、他の従事者と協力して認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画（以下「認知症対応型通所介護計画等」という）の作成等を行なう。また、自らも利用者に対し、必要な日常生活上の介護その他必要な業務にあたる。

介護職員、看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務にあたる。

三 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行なう。

四 調理員

調理員は、利用者の昼食を調理する。

五 運転手

利用者の送迎業務を実施する。

六 事務職員（兼務1名）

事務職員は、従事者の補助的業務及び必要な事務を行なう。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、年末年始（12月31日～1月3日）は除く。

二 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。

（認知症対応型通所介護等の定員）

第6条 1日の利用者の定員は、12人とする。

（認知症対応型通所介護等の提供方法）

第7条 認知症対応型通所介護等は、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所（以下「支援事業所」という）、または利用者本人等の作成した居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という）に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行なうものとする。

ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等作成前であってもサービスが利用できるものとし、次に掲げるものから、当事業所と利用者等との相談（確認）により選定した上で、サービスを行なうものとする。

（認知症対応型通所介護事業の内容）

第8条 認知症対応型通所介護事業の内容は、次のとおりとする。

一 身体の介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア. 排泄の介助

イ. 移動、移乗の介助

ウ. その他必要な身体の介護

二 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア. 衣類着脱の介助

イ. 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ. その他必要な入浴の介助

三 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

ア. 食事の準備、配膳下膳の介助

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他必要な食事の介助

四 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本動作を獲得するための訓練を行なう。

五 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、自分らしく、生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、下記のアクティビティサービスを実施する。これらの活動を通じて、利用者自身の仲間づくり、老いや障害の受容、体力作りや心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒の安定を図る。また、予防、利用者の自立支援を目的に、体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行なう。さらに、利用者を安全にお世話することにより、家族の介護負担を軽減する。

ア. レクリエーション

イ. 音楽活動

ウ. 制作活動

エ. 行事的活動

オ. 体操

カ. 休養（養護）

六 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については、送迎サービスを提供する。送迎車両の運行は専門事業者に委託し、従事者が添乗し必要な介助を行なう。

ア. 移動、移乗動作の介助

イ. 送迎

七 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

ア. 疾病や障害に関する理解を深めるための相談、助言

イ. 日常活動動作や具体的な介護方法に関する相談、助言

ウ. 自助具や福祉機器、居住環境の整備に関する相談、助言

エ. その他在宅生活全般にわたる必要な相談、助言

（介護予防認知症対応型通所介護事業の内容）

第9条 介護予防認知症対応型通所介護事業の内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者における介護予防に関する理解を支援し、介護予防目標の達成、自己実現への意欲向上を支える。
- 二 利用者が介護予防支援事業所の作成する介護予防サービス計画（運動機能の向上、栄養の改善、口腔機能の改善等）に基づき、自らの意思によって介護予防プログラムに参加するよう支援する。
- 三 利用者の日常生活における介護予防に関する取り組みの継続、定着を支援する。
- 四 利用者の目標達成度等の評価を行い、関係機関に報告する。

（支援事業所との連携等）

第10条 認知症対応型通所介護等の提供にあたっては、利用者に係る支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身状況、そのおかれている環境、

他の保健医療福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者に係る支援事業所に連絡するとともに、密接な連携に努める。
- 3 正当な理由なく認知症対応型通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対してサービスの提供が困難と認めた場合、当該利用者に係る支援事業所と連携し、必要な措置を講ずる。

(認知症対応型通所介護計画等の作成等)

- 第11条 認知症対応型通所介護等を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に認知症対応型通所介護計画等を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容に沿った認知症対応型通所介護計画等を作成する。
- 2 認知症対応型通所介護計画等の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
  - 3 利用者に対し、認知症対応型通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行なう。

(サービスの提供記録の記載)

- 第12条 従事者は、認知症対応型通所介護等を提供した際には、その提供日及び内容、当該サービスについて、介護保険法第41条第6項または法第53条の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(認知症対応型通所介護等の利用料等及び支払いの方法)

- 第13条 認知症対応型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、別紙のとおり、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬額の1割、2割、3割とする。
- 2 第12条の食事代、おむつ代、アクティビティーサービスにかかる諸経費等については、別紙に掲げる費用を徴収する。
  - 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
  - 4 認知症対応型通所介護等の利用者は、医療法人伯鳳会の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第14条 通常の事業の実施地域は、墨田区全域とする。

(契約書の作成)

- 第15条 事業所は認知症対応型通所介護等を開始するにあたって、本規定に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第16条 従事者等は、認知症対応型通所介護等を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 認知症対応型通所介護等の実施中に天災その他の災害が発生した場合、従事者等は必要により利用者の避難等の措置を講ずる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第17条 事業所は、非常災害に備えるため、避難訓練等を次のとおり行なうとともに、必要な設備を整える。

防災責任者 管理者

防災訓練 年2回

避難訓練 年2回

通報訓練 年2回

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第18条 事業所は、認知症対応型通所介護等に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、従事者に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第19条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、当事業所の従事者立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者には、その旨を説明し安全指導を図る。

(秘密保持等)

第20条 事業所は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、雇用契約の内容に明記する。

(虐待等の禁止)

第21条 従事者は、利用者及び家族に対して、常に敬意を持って接し、心身に苦痛を与える行為や人格を辱める行為等は決して行わないものとする。

(苦情対応)

第22条 事業所は、提供した認知症対応型通所介護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を1名置き、事実関係の調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第23条 事業所は、利用者に対する認知症対応型通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。

(その他運営についての留意事項)

第24条 事業所は、従事者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修は採用後2月以内に行なう。

二 継続研修は年2回以上行なう。

- 2 事業所は、この事業を行なうため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人伯鳳会と介護老人保健施設ベレール向島わかくさクラブの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成24年 7月 1日より施行する。

平成25年11月 1日 一部改正  
平成27年 4月 1日 一部改正  
平成27年 8月 1日 一部改正  
平成29年 7月 1日 一部改正  
平成30年 4月 1日 一部改正  
平成31年 4月 1日 一部改正  
令和 1年10月 1日一部改正  
令和 3年 4月 1日一部改正  
令和 6年 2月 1日一部改正  
令和 6年 4月 1日一部改正  
令和 6年 6月 1日一部改正

## 介護老人保健施設ベレール向島わかくさクラブ運営規程（別紙）

事業	認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護
----	----------------------------

### 第13条（利用料等）

基本 利用 料	介護予防認知症対応型通所介護費（I）(ii)				
	区分	介護度	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
	5時間以上6時間未満	要支援1	734 円／回	1,468 円／回	2,202 円／回
		要支援2	818 円／回	1,636 円／回	2,454 円／回
	6時間以上7時間未満	要支援1	753 円／回	1,505 円／回	2,258 円／回
		要支援2	840 円／回	1,679 円／回	2,518 円／回
	7時間以上8時間未満	要支援1	851 円／回	1,701 円／回	2,551 円／回
		要支援2	950 円／回	1,898 円／回	2,847 円／回
	認知症対応型通所介護費（I）(ii)				
	区分	介護度	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
5時間以上6時間未満	要介護1	848 円／回	1,696 円／回	2,544 円／回	
		938 円／回	1,876 円／回	2,814 円／回	
		1,029 円／回	2,059 円／回	3,087 円／回	
		1,118 円／回	2,236 円／回	3,354 円／回	
		1,209 円／回	2,418 円／回	3,627 円／回	
6時間以上7時間未満	要介護1	870 円／回	1,739 円／回	2,608 円／回	
		963 円／回	1,925 円／回	2,887 円／回	
		1,056 円／回	2,112 円／回	3,167 円／回	
		1,147 円／回	2,294 円／回	3,440 円／回	
		1,240 円／回	2,480 円／回	3,720 円／回	
7時間以上8時間未満	要介護1	983 円／回	1,965 円／回	2,947 円／回	
		1,088 円／回	2,176 円／回	3,264 円／回	
		1,195 円／回	2,389 円／回	3,583 円／回	
		1,301 円／回	2,602 円／回	3,903 円／回	
		1,407 円／回	2,813 円／回	4,219 円／回	
加算	サービス提供体制強化加算 (I) □	介護職員における介護福祉士の配置割合が40%以上の場合	14 円／回	27 円／回	40 円／回
	入浴介助加算	入浴介助を行った場合	56 円／回	111 円／回	167 円／回
	個別機能訓練加算	個別計画に基づき、1日120分以上の機能訓練を実施した場合	30 円／回	60 円／回	90 円／回
	生活機能向上連携加算2	リハビリ専門職との連携	111 円／回	222 円／回	333 円／回
	介護職員待遇改善加算 (I)	介護に必要な労働力確保のための方策	所定単位数の 104/1000 加算		

※ 上記金額は、利用1日あたりの介護報酬告示上の単位に、1単位 11.10 円の地域加算

を乗じた額の、利用者の負担割合に応じてご負担いただく1割・2割・3割相当の額です。

(2) 介護保険適用部分以外の実費負担

食費	昼食代とおやつ代	780 円／食
利用者が選定する特別な食費	特別メニューの食事を選定された場合（行事食）	220 円／食
おむつ代	尿取りパット テープ型・パンツ型	40 円／枚 140 円／枚
行事費	小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用等	実 費

※上記金額には、消費税が含まれております。

(3) 利用料等のお支払い方法

毎月月末締めとし、翌月10日までに当月分の料金を請求いたしますので、20日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。

4. 施設利用にあたっての留意点

喫煙	全館禁煙にご協力ください
金銭・貴重品の管理	金銭・貴重品は、お持ちにならないでください
設備の利用	施設内の設備は、用法に従ってご利用ください
迷惑行為	騒音又は他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください
宗教・政治活動	施設内での執拗な宗教・政治活動はご遠慮ください